

各政策における「基本方向」「現状と課題」「主な取組」一覧表

灰色箇所：基本構想の各施策の方向性を記載
 白い箇所：分科会でご意見をいただく部分

資料2

| | | | |
|-------|-------------|-----|--------------------------|
| 基本政策名 | 3 まちをデザインする | 政策名 | 1 コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり |
|-------|-------------|-----|--------------------------|

| 基本方向 | 現状と課題 |
|--|---|
| <p>都市の効率性を高めるコンパクトな拠点づくりと、それらの拠点を接続する公共交通ネットワークを有機的に連携させることにより、県都あおもりの各地域の特色を活かした官民連携による持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりを進めるとともに、多様な交通でアクセスできる拠点づくりを推進します。</p> <p>また、中心市街地については、国内外からの観光客など交流人口の増加を通じた、更なる消費需要の獲得に向け、魅力的な拠点形成を進めます。</p> <p>さらに、地域コミュニティの維持・活性化に向けて、地域の活動拠点の利用環境向上を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●人口減少の進行に伴い、各地域において、空家の増加などによる一層の市街地の低密度化や、身近な商業など生活サービス機能の低下、公共交通の利用者の減少などが想定されることから、官民連携による市内各地域の特色を活かした県都あおもりの持続可能な都市づくりが重要となっています。 ●青森操車場跡地周辺の拠点化を踏まえ、更なる交通環境の整備に取り組む必要があります。 ●人口減少やライフスタイルの多様化など社会環境の変化に伴い、経済活力の低下等が懸念されることから、商業、公共サービス、観光施設、交通ターミナルなどの都市機能の集積が進んでいる中心市街地の更なる魅力づくりが求められています。 |

主な取組

| ①コンパクトな複数の拠点づくりの促進 | ②交流拠点としての中心市街地の形成 | ③魅力ある地域のまちづくり |
|---|--|--|
| <p>《「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくり》</p> <p>長期的な都市政策の視点に立って、都市の将来像から土地利用・都市基盤施設等の整備方針を明らかにし、都市計画の総合的な指針としての役割を担う「青森市都市計画マスタープラン」に基づき、計画的な都市づくりを進めます。</p> <p>既存ストックの有効活用を基本とした計画的な土地利用を推進するとともに、土地取引に関する各種法令を通じて、適正かつ合理的な土地利用の推進や公共事業用地の円滑な確保を図ります。</p> <p>公共交通沿線の「居住誘導区域」に民間の宅地開発等を促進することにより、公共交通の利便性が高く快適に暮らせる都市づくりを進めます。</p> <p>人口減少の中にあっても、市民が持続的に生活サービスを楽しむことができる多極型の都市構造を目指し、都市の効率性を高めるコンパクトな複数の拠点として位置付けた6つの「地区拠点区域」において、公共交通ネットワークと連携しながら、老朽化した建物、空地、中小小売店舗の共同化・集約化等の取組により、医療・商業等の都市機能の立地の促進を図ります。</p> <p>青森駅周辺地区は、商業、医療、業務、都心居住、交流などの高次な都市機能が集積した交流拠点として、これまで蓄積してきた既存ストックを有効活用するとともに、これらの都市機能の集積を図ります。</p> <p>新青森駅周辺地区は、県内他都市、道南地域を結ぶ広域交流の玄関口として、駅利用者のさまざまなニーズに対応した交通結節点機能やホスピタリティ機能を充実させるため、観光・交流施設などの集積を図るとともに、日常生活に必要な、商業施設や医療施設などの集積を図ります。</p> | <p>操車場跡地周辺地区は、子育て施設、福祉施設、医療施設等の都市機能が集積した拠点として、これまでの既存ストックを有効活用するとともに、これらの都市機能の施設の集積を図ります。</p> <p>浪岡駅周辺地区は、津軽地方の各都市との近接性を活かした津軽地方の玄関口として、交通結節点機能を活かしつつ、浪岡地域の日常生活に必要な行政機能は商業施設、医療施設、福祉施設などの都市機能の集積を図ります。</p> <p>造道周辺地区は、高度専門医療機能を有する医療施設に加え、商業施設等の生活に便利な都市機能が集積した生活拠点として、これらの都市機能の立地の促進を図るとともに、交通結節点機能の強化を図ります。</p> <p>浜田周辺地区は、商業施設の集積に加え、医療施設等の生活に便利な都市機能が集積した生活拠点として、これらの都市機能の立地の促進を図るとともに、公共交通サービス水準の向上等を図ります。</p> <p>《多様な交通でアクセスできる拠点づくり》</p> <p>青森操車場跡地は、利用者にとって利便性の高い交通結節点としての機能強化を図るため、鉄道駅について関係機関と協議するとともに、自由通路、駅前広場、駐車場・緑地など跡地の利活用を検討します。</p> | <p>《魅力的な交流拠点としての中心市街地の形成》</p> <p>本市の顔である中心市街地において、既存ストックの有効活用や都市機能の誘導等による、回遊性の向上や来街しやすい環境づくりを進めることなどを通じて、市民や国内外からの観光客等にぎわう交流拠点の形成を図ります。</p> <p>《地域の活動拠点の利用環境向上》</p> <p>福祉館の老朽化に対応する改築を行い、安全・安心な施設の利用環境の向上を図ります。</p> <p>文教施設の老朽化が進む松原地区において、地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点から、文教施設のあり方を検討しつつ、青森ゆかりの文化・芸術家の業績を学び、未来につなげるまちづくりを推進します。</p> |

各政策における「現状と課題」「基本方向」「主な取組」一覧表

灰色箇所：基本構想の各施策の方向性を記載
 白い箇所：分科会でご意見をいただく部分

資料2

| | | | |
|-------|-------------|-----|---------------|
| 基本政策名 | 3 まちをデザインする | 政策名 | 2 災害防止・雪対策の充実 |
|-------|-------------|-----|---------------|

| 基本方向 | 現状と課題 |
|---|--|
| <p>人口減少・高齢化の進行を踏まえて、自然災害に強い都市基盤整備を効果的に継続するとともに、地域・除排雪事業者・行政が連携し、AI・ICT等の新たな技術の活用も視野に入れ、効果的・効率的な除排雪を推進します。</p> <p>また、健全な居住環境の維持・向上に向け、空家等の状況把握及び管理に努めながら利活用を促進します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 近年、大規模地震や局地的な集中豪雨とそれに伴う土砂災害、豪雪による被害など、全国各地で甚大な被害が発生しており、自然災害に対する備えと安全・安心に対する意識を常に高めておくことが不可欠です。 ● 市民の雪対策への関心が高いことや、除雪の担い手の減少等を踏まえ、きめ細かで効果的・効率的な除排雪の推進が重要となっています。 ● 適切な管理が行われていない空家等は、防災・防犯・衛生・景観等の観点から生活環境に影響を及ぼしていることから、管理が行われていない空家等が増えないよう健全な居住環境の維持に向けた取組が重要となっています。 |

主な取組

| ①人口減少に対応した災害に強い都市基盤整備 | ②効果的・効率的な雪対策の推進 | ③空家等対策の推進 |
|--|--|---|
| <p>《自然災害に強い都市基盤整備》 過去の被害発生状況や河川整備の現状を踏まえ、治水安全度を高めるため、国や県と連携を図りながら河川改修を実施します。</p> <p>市街地における浸水被害を軽減するため、河川や排水路の適切な維持管理により、都市基盤の維持に努めます。</p> <p>土砂被害が懸念される危険箇所については、県と連携を図りながら急傾斜地崩壊防止工事などの災害防止対策を進めます。</p> <p>津波や高潮などによる浸水被害の軽減及び大規模地震への耐震対策を図るため、青森港における海岸保全施設の災害防止対策が推進されるよう、青森港を管理する県や国に働きかけていきます。</p> <p>市有特定建築物の耐震化を図るとともに、民間特定建築物についても、国や県と連携し普及・啓発活動を実施するなど耐震化を促進します。</p> | <p>《効果的・効率的な除排雪の推進》 地域や除排雪事業者との連携のもと、除排雪関連情報の更なる共有化を図りながら市内各地域の実情や特性に合わせた除排雪作業を実施します。</p> <p>冬期間における安定的な道路交通の確保に向け、ICT等の先進的技術の活用や除排雪に必要な技術の確実な継承により、持続可能な除排雪体制の構築や除排雪業務の効率化を図ります。</p> <p>地域における自主的な雪処理を支援するため、流・融雪溝の整備を計画的に進めます。</p> <p>大学生等の若い世代をはじめとする多くの市民のボランティア活動を推進し、地域やボランティア団体などとの連携により、高齢者などの雪処理が困難な市民への間口除雪や屋根の雪下ろしなどの支援を促進します。</p> | <p>《空家等の状況把握及び管理》 空家等の所有者等の責務や、関係法令及び諸制度に関する情報提供などを実施し、所有者等による適切な管理の啓発を促進し、自主的に取り組める環境の形成を図ります。</p> <p>空家等の売買・賃貸借に関する相談体制及び情報発信の充実を図り、空家等の利活用を促進します。</p> <p>空家等に関するデータベースを整備し、防災・防犯・衛生・景観等の生活環境に悪影響を及ぼす空家等については、法令等に基づく適正な指導・助言及び措置等を通じ、解消を図ります。</p> |

各政策における「現状と課題」「基本方向」「主な取組」一覧表

灰色箇所：基本構想の各施策の方向性を記載
 白い箇所：分科会でご意見をいただく部分

資料2

| 基本政策名 | 3 まちをデザインする | 政策名 | 3 都市景観・居住環境の充実 |
|--|---|---|----------------|
| 基本方向 | | 現状と課題 | |
| <p>都市景観に関する市民意識の醸成や公園・緑地の充実、緑化活動の推進に努めるとともに、官民連携による本市の誇るべき豊かな自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図ります。</p> <p>また、地域特性に応じた安全で良質な住宅ストックや安心して暮らせる居住の安定の確保を図り、多様化する居住ニーズに対応するための環境づくりを進めます。</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ● 青森らしい魅力ある景観形成を推進し、もって愛着と誇りを持てる都市づくりに資するため、都市景観に関する市民意識の醸成や、地域の歴史、培われてきた自然や風土、生活、文化、生活様式等の市民共有の財産を守るなど、快適で個性的な都市環境を次世代に引き継いでいくことが重要となっています。 ● 良好な景観形成に向けた市民・事業者の理解・協力、機運の醸成が求められていることから、人と自然が共生する都市環境の創出の場として、公園や緑地の充実を図るとともに、緑と花にあふれた潤いのある美しいまちなみの形成に向け、緑化活動を推進することが重要となっています。 ● 住まいについては、雪や災害への安全性や快適性だけでなく、高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯など、居住ニーズが多様化していることから、誰もが安心して暮らせる居住の安定の確保を図ることが重要となっています。 | |
| 主な取組 | | | |
| ①豊かな自然環境と調和した都市景観の形成 | ②安全で快適な居住環境の充実 | | |
| <p>《良好な都市景観の形成》 大規模な建築物や屋外広告物の規制・誘導などを通じて、自然環境や歴史・文化的景観資源を保全するとともに、快適で魅力的な市街地景観の形成を図ります。</p> <p>緑地の保全及び緑化の推進を図るため、市街地におけるレクリエーションや憩いの都市空間として、市民ニーズを踏まえながら、誰もが安全で快適に利用できる公園・緑地の充実を図ります。</p> <p>「青い森」の名にふさわしい緑と花にあふれたまちづくりのため、市民の緑化意識の啓発や地域住民による自主的な緑化活動を支援するとともに、官民連携により、地域性豊かな緑化活動を推進します。</p> | <p>《多様化する居住ニーズに対応するための環境づくり》 屋根雪処理の負担が少ない無落雪屋根方式などを採用した克雪住宅や、既存建物の耐震診断及び耐震改修の普及・促進などを通じて、雪や災害に強い住まいづくりを推進します。</p> <p>居住誘導区域内の民間集合住宅等の立地の促進に努めるほか、長期にわたり良好な状態で活用される住宅の普及・促進や、住宅リフォームなどに関する情報提供、相談体制の充実などを通じて、住宅の適切な維持管理と有効に活用される環境づくりを推進します。</p> <p>空家等をはじめとする既存住宅ストックの有効活用などにより、居住ニーズに応じたまちなかや郊外などへの円滑な住み替えを促進します。</p> <p>市営住宅を良好な住宅ストックとして活用していくための適切な管理や修繕、県営住宅との連携、民間賃貸住宅等による住宅セーフティネット制度の利用促進などを通じて、誰もが快適に住生活を営むことができる環境づくりを推進します。</p> <p>住宅に困窮するかが市営住宅に円滑に入居できるよう、適正な入居管理による公平性の確保に努めるなど、誰もが安心して暮らせる居住の安定確保が図られる体制を構築します。</p> | | |

灰色箇所：基本構想の各施策の方向性を記載
 白い箇所：分科会でご意見をいただく部分

| 基本政策名 | 3 まちをデザインする | 政策名 | 4 社会情勢の変化に対応した交通環境の充実 |
|---|-------------|--|--|
| 基本方向 | | 現状と課題 | |
| <p>県や関係機関等と連携して、道路、鉄道、空港、港湾それぞれの機能充実と連携強化を図ります。 また、人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化に対応した交通手段の確保に向け、都市づくりと連携しながら、デジタル技術等を活用した公共交通機関の相互連携や利便性の向上により、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの充実を図るとともに、主要幹線道路の整備・充実や既存道路・道路施設の適正な維持管理により、安全で快適な道路交通環境の確保を図ります。</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ● 経済活性化と地域の発展、災害時の避難・支援など、広域交通の要衝として、道路、鉄道、空港、港湾それぞれの機能充実と連携強化が重要となっています。 ● 人口減少・少子高齢化の進展などにより、公共交通利用者は減少傾向にあることから、高齢者などの公共交通を必要としている方の交通手段を確保していくことが重要となっています。 ● 安全で快適な道路交通環境を確保することで、歩行者や交通機関の利便性向上につながることから、都市計画道路等の主要幹線道路を継続して整備していく必要があります。 ● 既存の道路や道路施設は老朽化が進んでいることから、計画的な点検・補修や更新が重要となっています。 | |
| 主な取組 | | | |
| ①広域交通の機能充実 | | ②域内交通の充実 | ③安全で快適な道路交通環境の確保 |
| <p>《広域交通の機能充実と連携強化》 都市間の人的・物的交流の活性化や災害時においても交通機関を確保できるよう、高規格幹線道路などの建設を促進します。</p> <p>県や関係市町村と連携し、新幹線や在来線、青い森鉄道線の利便性向上を進めるなど、鉄道の更なる利用の促進を図ります。</p> <p>国や県、関係機関などとの連携を図りながら、国内外を繋ぐ拠点としての青森空港の利用促進を通じ、国内外航空路線の維持・拡大を図ります。</p> <p>青森港の利用ニーズに対応するため、青森港を管理する県や国と連携を図りながら、港湾施設の老朽化対策や機能充実を図ります。</p> | | <p>《持続可能な公共交通ネットワークの充実》 都市づくりと連携し、鉄道線とバス路線により利便性が高く、利用しやすく、わかりやすい公共交通ネットワークを形成します。</p> <p>公共交通利用への転換を促すため、多様な主体との連携により、適切な公共交通に関する情報提供を行うなど、「モビリティ・マネジメント」を推進します。</p> <p>交通需要に対応したバス路線の構築に向け、利用者ニーズや動向、地域特性等に対応した路線の見直しを行います。</p> <p>バス路線の小規模需要地域等において、デジタルを活用したオンデマンド交通等の導入を推進します。</p> <p>交通拠点間の二次交通の充実に向けて、鉄道線を効果的に活用するとともに、バスやタクシーなどの利用環境の向上を図ります。</p> | <p>《安全で快適な道路交通環境の確保》 交通の円滑化や市民の利便性を確保するため、地域状況などにおいて必要となる機能について、検討や見直しを進めながら、都市計画道路を含む道路網の効果的・効率的な整備を推進します。</p> <p>道路の適正な維持管理を行うとともに、橋梁をはじめとする道路施設の老朽度合いに応じた計画的な改築・更新などによって、長寿命化を推進し、安全な道路交通環境の確保を図ります。</p> |

各政策における「現状と課題」「基本方向」「主な取組」一覧表

灰色箇所：基本構想の各施策の方向性を記載
 白い箇所：分科会でご意見をいただく部分

資料2

| | | | |
|-------|-------------|-----|----------------------------|
| 基本政策名 | 3 まちをデザインする | 政策名 | 5 未来につなぐ自然環境の保全・快適な生活環境の確保 |
|-------|-------------|-----|----------------------------|

| 基本方向 | | 現状と課題 | | |
|---|---|---|--|--|
| <p>自然環境の保全及び自然との共生を図る資源の適切な利活用の取組を推進するとともに、市民意識の醸成に取り組みます。</p> <p>また、食品衛生対策や生活衛生対策を推進するとともに、動物愛護と生命尊重の意識醸成を図るほか、陸奥湾をはじめとする公共用水域の水質保全のため、汚水処理に係る下水道整備や下水道施設の機能確保等により、快適な生活環境の確保を図ります。</p> | | <p>●本市に豊かな恵みをもたらしている陸奥湾は閉鎖性の高い水域であり、一旦汚濁が顕在化すると、完全な回復は困難であるとされているほか、十和田八幡平国立公園の一部となる八甲田山系の森林などの豊かな自然環境は住みやすいまちの大切な要素となっており、この豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことが重要となっています。</p> <p>●自然環境の保全を進めるためには、市民意識の醸成が重要となっています。</p> <p>●近年、風力発電を始めとする再生可能エネルギーの導入が急速に進められている中、自然環境への影響など様々な問題が顕在化していることから、再生可能エネルギーと自然環境との共生が求められています。</p> <p>●全国では依然として食中毒が発生しており、本市においても衛生的な生活環境の確保のため、市民並びに事業者に対する食品衛生知識の普及や衛生監視による指導及び生活衛生施設等に対する監視・指導が重要となっています。</p> | | |
| 主な取組 | | | | |
| ①自然環境の保全及び資源の適切な利活用 | ②生活環境の保全 | ③適正な汚水排除・処理による生活環境の確保 | | |
| <p>《自然環境の保全及び自然との共生》</p> <p>清掃活動等の環境保全活動を実施する団体に対する支援や環境保全に関する啓発イベントを実施することにより、市民の環境保全に対する意識の向上を図ります。</p> <p>本市のみで行う取組だけでは、陸奥湾の環境保全は困難であることから、陸奥湾沿岸の関係団体と連携して、環境保全活動を推進します。</p> <p>次世代を担う小学生を対象に、国・県と共同で、森林の水源涵養やダム湖の貯水機能といった「森と湖」が担う役割について学習する機会を提供し、自然保護意識の醸成を図ります。</p> <p>森林などの自然を活かした公園の利用をはじめとする、市民が身近に自然に触れ合うことができる機会の活用や緑を守る募金活動、花苗等の提供などによる、緑化意識の普及啓発を通じて、関係団体と連携しながら市民の自然保護意識の高揚を図ります。</p> <p>地域の身近な森林の環境美化活動など、市民や関係団体と連携した自然環境の保全活動を進めます。</p> <p>ツキノワグマやニホンザルの出没情報の提供を行うとともに、鳥獣捕獲許可を通じた野生鳥獣による生活環境被害の防止の取組などにより、人と野生鳥獣が共存できる環境づくりを図ります。</p> <p>耕作放棄地や手入れの行き届かない森林の解消を図るなど、効率的な森林整備や木材利用促進の普及啓発活動などにより、自然環境の保全、森林資源の利活用を推進します。</p> <p>資源の適切な利活用を図るため、国・県と連携しながら、再生可能エネルギーと自然環境との共生に向けた取組を実施します。</p> | <p>《食品衛生・生活衛生・公害対策の推進》</p> <p>食品における衛生水準の向上に向けた情報を提供し、市民や事業者への注意を促すとともに、営業に関する審査・許可や、食品及び食品取扱施設、生活衛生施設の監視・指導などを通じ、食中毒の発生防止、法令で定める管理基準の順守を図ります。</p> <p>大気、騒音、水質等の環境モニタリング（常時監視）により状況把握に努めるとともに、定期的な事業場への立入検査を実施し、各種法令に基づく規制基準適合状況を踏まえた改善指導を行うなど生活環境の保全を図ります。</p> <p>《動物愛護・生命尊重の意識醸成》</p> <p>青森県動物愛護センターと連携し、犬や猫をはじめとするペットの飼い主に対する適正飼養・終生飼養の責務についての啓発活動などにより、飼い主のマナーやモラルの向上を図るとともに、飼い主からの相談に対し必要な助言・指導を行います。</p> <p>保健所が引き取った犬や猫などについて、愛護団体や市民等と連携し、新たな飼い主への譲渡の推進を図ります。</p> | <p>《公共用水域の水質保全》</p> <p>汚水処理施設について、費用対効果や地域特性などに応じた効果的・効率的な整備を進めるほか、公共下水道などの整備地区における未だ水洗化がなされていない住宅や事業所に対し、普及啓発活動を通じて水洗化を促進します。</p> <p>公共下水道などの整備予定のない地区において、住宅への合併処理浄化槽の設置に対する助成により設置を促進するとともに、設置された浄化槽の適正な維持管理を促進します。</p> <p>施設の長寿命化による維持管理費用の平準化など、下水道事業経営の健全化を図りながら、施設の定期的な点検などの適切な手法による維持管理や計画的な改築更新等に取り組み、下水道施設等の機能確保に努めます。</p> | | |

| | | | |
|-------|-------------|-----|----------------|
| 基本政策名 | 3 まちをデザインする | 政策名 | 6 脱炭素・循環型社会の実現 |
|-------|-------------|-----|----------------|

| 基本方向 | | 現状と課題 | |
|---|---|---|--|
| <p>2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、化石燃料から再生可能エネルギーへのシフトなど、自然的・社会的条件に応じた地球温暖化対策を推進します。</p> <p>また、持続可能なごみの適正な処理のため、ごみの減量化やリサイクル率の向上に向けた効果的な対策、意識啓発を推進するほか、廃棄物の適正処理に関する指導・啓発活動や不法投棄をさせないための環境づくりなどの廃棄物対策を推進します。</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ● 積雪寒冷地域である本市は、冬季間の暖房による温室効果ガス排出量が多い状況にあり、2050年カーボンニュートラルを実現するための、様々な分野における一層の省エネルギー化が重要となっています。 ● 2050年カーボンニュートラルの実現には、エネルギー源を化石燃料から再生可能エネルギーへ転換することが重要となりますが、一方では、再生可能エネルギーの開発による自然環境や自然景観等への影響が懸念されています。 ● ごみの排出量は、全国平均と比べ依然として多く、また、リサイクル率は低い状況となっており、持続可能なごみの適正な処理が遅れています。 ● 廃棄物の不法投棄や排出事業者・処理事業者の不適正な処理が発生していることから、不法投棄をさせないための環境づくりや廃棄物の適正処理に関する取組を推進することが重要となっています。 | |
| 主な取組 | | | |
| ①地球温暖化対策の推進 | ②ごみの減量化・リサイクルの強化 | ③廃棄物の適正処理の確保 | |
| <p>《2050年カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化対策の推進》</p> <p>地域に存在する多様な再生可能エネルギー源を活用し、自然環境や自然景観等との共生を図りながら再生可能エネルギーの利活用を促進します。</p> <p>市民や事業者における日常生活や事業活動など様々な分野での省エネルギー化を促進し、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。</p> <p>青森市地球温暖化防止活動推進センター及び青森市地球温暖化防止活動推進員などと連携し、市民や事業者に対する地球温暖化対策に関する学習の機会の提供や普及啓発活動を通じて、行動変容やライフスタイル転換を促し、脱炭素につながる暮らしの推進に取り組みます。</p> | <p>《持続可能なごみの適正な処理》</p> <p>市民や町（内）会、事業者などと行政が連携・協働し、意識啓発や意見・情報交換などの活動を通じ、ごみの減量化・資源化に向けた生活スタイルとしてのリデュース（排出抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の浸透を図ります。</p> <p>缶、びん、ペットボトル及びその他プラスチック類などの資源物の分別や搬入規制の徹底を図るほか、生ごみの減量方法やごみ処理の現状などの効果的な情報発信により、ごみの減量化・資源化に対する認識と理解を深める取組を進めます。</p> <p>リチウムイオン電池やカセットボンベ、ライターなどの発火・発煙の危険性があるごみについて、排出方法や排出先などの適正処理に関する情報を提供し、市民や事業者への注意を促すとともに、有価物のリサイクルに関する情報を発信することにより、ごみの資源化に対する認識と理解を深める取組を進めます。</p> | <p>《廃棄物対策の推進》</p> <p>清掃ごみ、広報等による廃棄物の適正な分別・排出に関する意識啓発のほか、町（内）会や関係機関などと連携し、ごみ出しマナーの向上に向けた啓発活動を実施することにより、不法投棄をさせない環境づくりを行います。</p> <p>清掃工場や最終処分場など廃棄物処理施設への不適正なごみの搬入を防ぐため、市民や事業者へごみの適正処理に関する啓発活動を行うとともに、ごみを施設に搬入した際の指導を通じ、持続可能なごみ処理体制の確保に努めます。</p> <p>一般廃棄物処理業に関する許可や処理事業者に対する検査などを通じ、一般廃棄物の適正処理に向けた監視・指導を行います。</p> <p>市民からの不法投棄に関する通報について、速やかに現場確認を行い、早期の原状回復に向けた取組を進めるとともに、パトロール、監視カメラ・不法投棄警告看板の設置などにより、不法投棄の早期発見・未然防止を図ります。</p> <p>関係機関などと連携した産業廃棄物の適正処理に関する説明会の開催、適正処理ガイドブックの配布などによる意識啓発を通じ、排出事業者や処理事業者の法令遵守の徹底を図ります。</p> <p>産業廃棄物処理業に関する許可や排出・処理事業者に対する立入検査などを通じ、産業廃棄物の適正処理に向けた監視・指導を行います。</p> <p>PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正な保管・期限内の処分について、事業者などへ周知するとともに、PCB廃棄物の適正処理に向けた監視・指導を行います。</p> | <p>使用済み自動車の引取業などに関する登録・許可や、登録・許可事業所に対する立入検査などを通じ、使用済み自動車の適正処理に向けた監視・指導を行います。</p> |